

総合目標2： 財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。

上記目標の概要	<p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）」においては、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指すこととしています。税制については、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>骨太の方針2021においては、骨太の方針2020及び税制調査会の答申や国際的動向等を踏まえつつ、税体系全般にわたる見直し等を進めることとしています。</p> <p>（上記目標を構成するテーマ）</p> <p>総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する</p>
---------	---

総合目標2についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に成立しました。</p> <p>令和4年度は上述のような対応を行い、テーマ2-1の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>

<b>政策の分析</b>	(必要性・有効性・効率性等)
	<p>令和5年度税制改正は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>

<b>テーマ</b>	<b>総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する</b>
------------	---------------------------------------

<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討	
	<b>目標</b>	<p>経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>税制調査会（用語集参照）において、内閣総理大臣からの諮問（令和3年11月12日）も踏まえ、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等についての議論を行いました。相続税・贈与税に関する専門家会合では、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築する観点から、中期的な課題と当面の対応について論点を整理しました。また、納税環境整備に関する専門家会合では、税務手続のデジタル化や税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応等に関して、今後の課題・方向性についての議論を行いました。</p> <p>更に、国際課税については、OECD/G20「BEP S包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めました。</p> <p>令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に成立しました。</p> <p>今後も引き続き、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見</p>

達成度

□

	直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。
<b>テーマについての評価</b>	a 相当程度進展あり
<b>評価の理由</b>	<p>令和5年度税制改正では、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、税制調査会において、経済社会の構造変化やそれを踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。</p> <p>更に、OECD/G20の「BEP S包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

## 総2-1に係る参考情報

### 参考指標1：税収比率の推移

年度	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17
%	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
%	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5	45.2	46.9	54.6
年度	27	28	29	30	令和元	2	3	4 (補)	5 (予)
%	57.3	56.9	59.9	61.0	57.7	41.2	46.3	49.1	60.7

(出所) 「我が国の財政事情」(令和4年12月作成)を基に主税局総務課で作成

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/04.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/04.pdf))

(注) 令和3年度以前は決算額、令和4年度は補正後予算額、令和5年度は予算額による。

### 参考指標2：一般会計税収の推移

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a03.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02))

### 参考指標3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲(総1-1：参考指標1)】

<b>評価結果の反映</b>	<p>人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和5年度税制改正の着実な実施、令和6年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。</p>
----------------	--

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

<b>総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>第211回国会 総理大臣施政方針演説(令和5年1月23日)</p> <p>第211回国会 財務大臣財政演説(令和5年1月23日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)</p>
---------------------------------	---

	<p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（令和元年9月26日税制調査会）</p> <p>諮問（令和3年11月12日税制調査会）</p> <p>令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）</p>
--	--

<p><b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b></p>	<p>税収の推移：</p> <p>「歳出に占める税収の割合」</p> <p>「主要税目（国税）の税収の推移」 等</p>
---	--

<p><b>前年度政策評価結果の政策への反映状況</b></p>	<p>令和4年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和5年度税制改正では、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に国会で成立しました。</p> <p>更に、税制調査会において、経済社会の構造変化を踏まえ、税体系全般にわたる見直しについて議論を行いました。</p>
----------------------------------	---

<p><b>担当部局名</b></p>	<p>主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）</p>	<p><b>政策評価実施時期</b></p>	<p>令和5年6月</p>
---------------------	--	------------------------	---------------